

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

問い合わせ／厚生労働省コールセンター (☎0120-002-719)

国保年金課後期高齢者医療担当 (内線2662・2663)

10月1日から、後期高齢者医療被保険者（75歳以上の方等）で一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。変更対象は、被保険者全体のうち約20%の方です。詳細は、県後期高齢者医療広域連合HPをご覧ください。

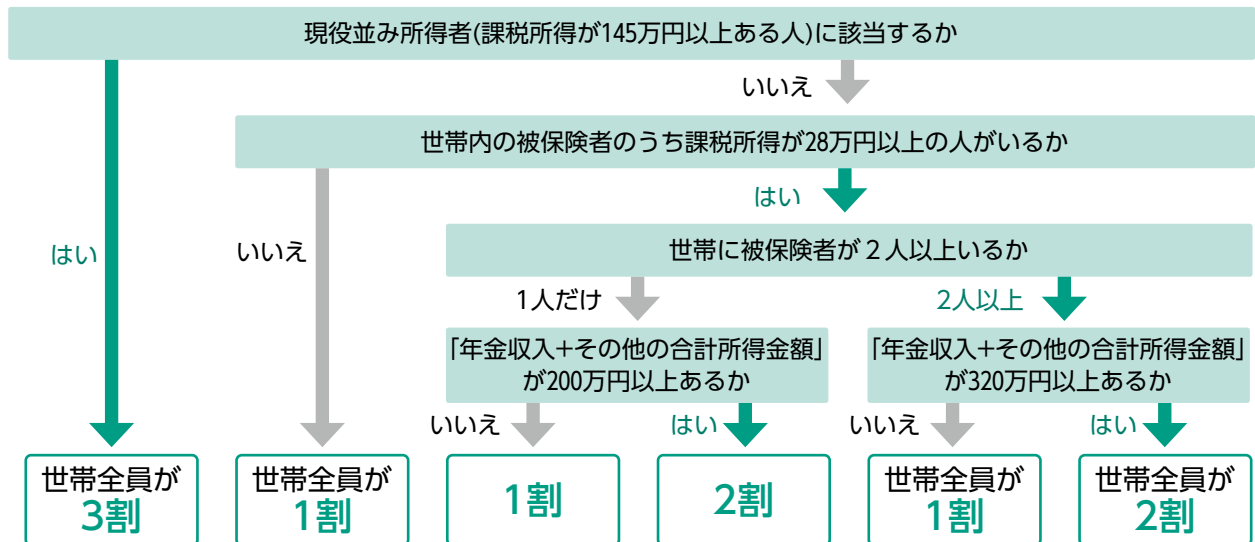


県後期高齢者
医療広域連合HP

＜窓口負担割合2割の対象となるかどうかの流れ＞

世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療被保険者の方の課税所得や世帯収入をもとに、世帯単位で判定します。ご自身の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、令和3年中の収入や所得に基づき、7月頃から判定しますので現時点では判定できません。

【窓口負担割合の判定チャート】



※後期高齢者医療の被保険者には65歳～74歳で一定の障がいの状態にあると認定を受けた方も含まれます
 ※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です
 ※年金収入には遺族年金や障害年金は含みません
 ※「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です

＜負担を抑えるための配慮措置＞

2割負担となる方については、施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、外来医療の負担増加額が1か月3,000円までに抑えられます（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用対象となった場合、その超えた金額を高額療養費として払い戻します。

配慮措置
1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します

計算例：1か月の医療費全体が50,000円の場合

①窓口自己負担1割のとき	5,000円
②窓口自己負担2割のとき	10,000円
③負担増 (② - ①)	5,000円
④窓口負担増の上限	3,000円
払い戻し (③ - ④)	2,000円

